

定員に達したため受付終了となりました。

滋陸災防協第7号
令和元年5月7日

事業者 各位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
滋賀県支部
支部長 田中 亨
(職印省略)

はい作業主任者技能講習会の開催について（案内）

労働安全衛生法第14条ならびにその他省令で定めるところにより、高さ2メートル以上のはい（倉庫・上屋又は土場に積み重ねられた荷）のはい付け、はいくずし（荷積み・荷卸し）作業には、フォークリフト荷役運搬機械等の運転者のみによって行われる場合を除き、はい作業主任者技能講習を修了した者のうちからははい作業主任者を選任しなければならないことになっています。

つきましては、貴事業所におかれましても、はい作業に従事される方で、まだ本講習を受講されていない方につきましては、この機会に是非受講されますようご案内申し上げます。

なお、個人情報保護のため、試験結果通知書につきましては、受講者の現住所宛に郵送させていただきますので予めご了承下さい。

記

1. 受講資格

はい付け又は、はいくずし作業に3年以上従事した経験を有する者

2. 受講日時及び講習内容

（第1日）令和元年7月11日（木曜日）

はいの知識 9：00～12：10（3時間）

関係法令 12：50～13：50（1時間）

荷役運搬機会等によるはい付け、はいくずしに関する知識
14：00～17：10（3時間）

（第2日）令和元年7月12日（金曜日）

人力によるはい付け又は、はいくずし作業に関する知識
9：00～15：00（5時間）

修了試験 15：15～16：15（1時間）

3. 講習場所

滋賀県トラック総合会館
守山市木浜町2298-4
TEL 077-585-8080

※当日は駐車場が狭いので、出来るだけ乗り合わせでお越し下さい。

